

# 福島県立博物館友の会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、福島県立博物館友の会という。

(目 的)

第2条 本会は、博物館活動に協力するとともに、会員が「福島県の歴史と文化・自然」についての研修を深め、会員相互の親睦をはかり、あわせて博物館活動の普及発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は次の事業を行う。

- 1 広報活動
- 2 講演会・研修会等の開催
- 3 博物館に関連する事業への協力
- 4 図書等の斡旋等の事業
- 5 その他必要な事業

(会員及び会費)

第4条 会員の種類は次のとおりとし、会員には会員証を交付する。

- ① 個人会員 本会の目的に賛同し、年額2,000円を納めた個人。
- ② 家族会員 本会の目的に賛同し、年額3,000円を納めた生計を一にする家族。
- ③ 高校生会員 本会の趣旨に賛同し、年額500円を納めた高校生個人。
- ④ 賛助会員 本会の目的に賛同し、特に会の発展に協力するため、年間10,000円を納めた個人及び団体。

2 会員の期間は、入会の年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

3 会員が退会した場合であっても、既に納入した会費はこれを返還しない。

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

- 1 博物館の展示を観覧する場合に、特別な便宜を受けることができる。
- 2 会報、博物館だより、博物館の各種催しの案内等の情報の提供を受けることができる。
- 3 会の事業に参加することができる。
- 4 会員が歴史や文化等の研究に際し、指導を受けることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 幹 事   | 若干名 |
| 監 事   | 2名  |

2 幹事のうち1名は、福島県立博物館学芸課長の職にある者を充てる。

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため任ぜられた役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、本会の会務を運営し、その実務に携わる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 総会は、毎年1回会長が招集し、事業計画、予算、決算、役員選任、その他重要事項をはかるものとする。

2 役員会は、必要のつど会長が招集する。

3 総会及び役員会の議長は、会長があたるものとする。

4 議事は、出席者の過半数により決する。

(顧問)

第10条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わるを原則とする。

2 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入等をもってあてるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するための事務局を、福島県立博物館内に置くものとする。

2 本会の事務局員は会長が委嘱する。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規約は、平成3年4月1日から施行する。(第6条第2項関係)

3 この規約は、平成5年4月1日から施行する。(第4条第1項②関係)

4 この規約は、平成7年4月1日から施行する。(第11条第1項、第12条第1項関係)

5 この規約は、平成8年4月1日から施行する。(第4条第1項③関係)

6 この規約は、平成11年4月1日から施行する。(第6条第1項関係)

7 この規約は、平成23年3月1日から施行する。(第11条第1項関係)